

(令和6年3月25日制定)

令和6年度高梁市医療・福祉施設等物価高騰対策支援金交付要綱（内規）

（趣旨）

第1条 この要綱は、物価高騰の長期化を受け、公定価格により運営されているため、患者、利用者等に光熱水費や食材料費などの経費負担を転嫁できない医療機関、福祉施設等に対して、安全・安心で質の高い医療、福祉サービス等の維持・継続を支援することを目的とした高梁市医療・福祉施設等物価高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

（支給の対象）

第2条 支給の対象は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、支援金の申請は同一の施設について一度に限るものとする。

- (1) 別表1に掲げる医療機関、福祉施設等で高梁市内に所在するもの（国、県又は市町村が普通会計で設置し運営する施設を除く。）
- (2) 令和6年4月1日以前に運営を開始し、申請日時時点で運営を継続している施設で、今後も事業を継続する意思があるもの
- (3) 令和5年4月2日から令和6年4月1日までの間に、別表1に掲げる施設区分に応じたサービス提供実績があるもの

（支援金の額）

第3条 支援金の額は、別表1の施設種別、施設形態、及び施設区分に応じた基準額により算出した額とする。

（支援金の申請等）

第4条 支援金の申請期間は、令和6年4月30日までとする。

- 2 支援金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和6年度高梁市医療・福祉施設等物価高騰対策支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）を申請期間内に、市長が定める方法により提出しなければならない。
- 3 申請期間内に申請が行われなかった場合は、支援金の受給を辞退したものとみなす。

4 市長が第7条の規定による支給の決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、市長が補正を命じたにもかかわらず申請書の補正が行われず、申請者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

(宣誓事項)

第5条 市長は、申請者が次の各号の全てに宣誓した場合に限り、支援金を支給する。

- (1) 第2条の要件を満たしていること。
- (2) 申請書の内容に虚偽が無いこと。
- (3) 後日偽りその他不正の手段により受給したことが発覚した場合は、支援金の返還に応じること。
- (4) 市税に滞納が無いこと。
- (5) 市長が関係書類の指導、調査等を行う際には誠意をもって対応すること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に該当しないこと。

(不支給要件)

第6条 前条の規定にかかわらず、別表2に掲げる者又は支援金の趣旨、目的等に照らして適当でないと市長が認めた者に対しては、支援金を支給しない。

(支給の決定等)

第7条 市長は、第4条の規定に基づく申請があった場合、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに支援金の支給を決定するものとし、その決定の内容を申請者に通知するとともに、支援金請求月の翌月末までに支給するものとする。

(支援金の周知等)

第8条 市長は、支給の要件、申請の方法、申請受付期間等の事業の概要について、広報その他の方法により、医療機関、福祉施設等への周知に努めるものとする。

(不当利得の返還)

第9条 市長は、支援金を受給した後に対象者の要件に該当しないことが明らかとなった者又は偽りその他不正の手段により支援金を受給した者に対して、支援金の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第10条 支援金を受給する権利は、譲渡し又は担保に供してはならない。

(その他)

第11条 この要綱の実施のために必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表1 (第2条・第3条関係)

施設種別	施設形態	施設区分	基準額		
			【分類】	金額	
01 医療施設等	01 医療施設	01 病院 (100床以上)	A	2千円/1床	
		02 病院 (100床未満)	B	4千円/1床	
		03 有床診療所 (19床以下)	C	8千円/1床	
		04 無床診療所	D	2.3万円	
		05 歯科診療所			
	02 関係施設	01 指定訪問看護ステーション	E	1万円	
02 薬局	01 その他	01 薬局	E	1万円	
03 障福祉施設等	01 入所施設	01 施設入所支援	A	2千円/1定員	
		02 共同生活援助			
		03 福祉型障害児入所施設			
		04 医療型障害児入所施設			
		05 短期入所 (専用床のみ)			
		06 救護施設			
	02 通所施設	01 療養介護	F	2万円	
		02 生活介護			
		03 自立訓練 (生活・機能)			
		04 宿泊型自立訓練			
		05 就労移行支援			
		06 就労継続支援A型			
		07 就労継続支援B型			
		08 児童発達支援 (福祉型・医療型)			
		09 放課後等デイサービス			
		10 授産施設			
	03 その他	01 居宅介護	E	1万円	
		02 重度訪問介護			
		03 同行援護			
		04 行動援護			
		05 就労定着支援			
		06 自立生活援助			
		07 居宅訪問型児童発達支援			
		08 保育所等訪問支援			
		09 計画相談支援			
		10 地域移行支援			
		11 地域定着支援			
		12 障害児相談			
	04 高齢者施設等	01 入所施設	01 介護老人福祉施設	A	2千円/1定員
			02 介護老人保健施設		
03 介護医療院					
04 短期入所生活介護 (専用床のみ)					
05 短期入所療養介護 (みなし指定を除く) (専用床のみ)					
06 特定施設入居者生活介護※					
07 認知症対応型共同生活介護					

施設種別	施設形態	施設区分	基準額	
			【分類】	金額
04 高齢者施設等	01 入所施設	08 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	A	2千円／1定員
		09 養護老人ホーム		
		10 軽費老人ホーム		
	02 通所施設	01 通所介護	F	2万円
		02 通所リハビリテーション（みなし指定を除く）		
		03 小規模多機能型居宅介護		
		04 看護小規模多機能型居宅介護		
		05 地域密着型通所介護		
	03 その他	01 訪問介護	E	1万円
		02 訪問看護（みなし指定を除く）		
		03 訪問リハビリテーション（みなし指定を除く）		
		04 居宅療養管理指導（みなし指定を除く）		
		05 居宅介護支援		
		06 福祉用具貸与		

※養護老人ホーム及び軽費老人ホームを除く。また、規模判断及び基準額の算定は、特定施設として指定を受けた定員とする。

別表 2（第 6 条関係）

(1) 病院及び医科・歯科診療所のうち保険医療機関の指定を受けていないもの
(2) 薬局のうち保険薬局の指定を受けていないもの
(3) 福祉施設（障害・高齢）のうち、行政当局の指定、届出の無いもの

様式 略